

JILPT 資料シリーズ

No. 71 2010年 5 月

# アメリカとスウェーデンにおける ポジティブ・アクションの取組状況



独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
The Japan Institute for Labour Policy and Training

アメリカとスウェーデンにおける  
ポジティブ・アクションの取組状況

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

## ま え が き

日本において男女雇用機会均等法が、1985年に制定されて20年あまりの年月を経た。同法は制定後に幾度かの改正が行われ、1997年の改正で男女の雇用に関する差別的環境の是正措置、いわゆるポジティブ・アクションの実施に関する規定が盛り込まれた。これにより改正当初はポジティブ・アクションに積極的に取り組む企業が数多く見られたが、現在では同アクションに取り組む動きは鈍化しているといわざるを得ない。特に中小企業における取り組みは遅々として進まない状況にある。

しかしながら、問題が解決したわけではない。現在においてもポジティブ・アクションの重要性はいささかも損なわれていない。少子高齢化が進展し、労働力人口の減少に対応するためにも女性労働者の活用の必要性が広く認識されるようになって、働く女性の雇用環境の是正に取り組むポジティブ・アクションの重要性はむしろ高まっているといえる。

本報告書は、厚生労働省の要請により、日本の企業におけるポジティブ・アクションの取り組みを活性化させる一助として、日本と比べて20年以上先行して取り組んでいるアメリカとスウェーデンの企業の好事例を紹介したものである。

アメリカにおいては、人材としての女性の活用に着目し、女性の離職率が男性と比べて相対的に高いことを問題視した結果としてポジティブ・アクションに取り組む企業が多くみられる。このため企業は、従業員満足度を向上させることによって離職率を低減させるための人事施策に全社を挙げて取り組んでいる事例が多い。一方、スウェーデンにおいては、差別オンブズマンと称される行政機関が主導・監督して、企業内における同一職種の男女の賃金格差を是正する取り組みが行われている。また、企業の自主的な取り組みとして、男性の育児休業取得を奨励する施策が広く見られる。

両国の企業はともにポジティブ・アクションに長く取り組んでいるが、問題の多くが必ずしも解決しているとはいえない。ポジティブ・アクションの取り組みは、今後も地道に続けなければならない課題である。

本報告書が、日本の男女間の雇用機会均等に関する政策を議論する上での一助となれば幸いである。

2010年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 稲 上 毅

## 執筆担当者

氏名

所属

きたざわ けん  
北澤 謙

労働政策研究・研修機構 総務部総務課・コンファレンス課課長補佐  
(2010年3月31日まで国際研究部 主任調査員補佐)

# 目次

まえがき

序章 調査について .....	1
1 調査の趣旨 .....	1
2 調査の方法 .....	1
3 ポジティブ・アクションとは .....	2
4 関連する既存の資料 .....	3
5 報告書の概要 .....	3
第1章 アメリカにおけるポジティブ・アクションの取り組み状況について .....	7
はじめに .....	7
第1節 アファーマティブ・アクションの概要 .....	7
第2節 大統領命令 11246 号に基づくアファーマティブ・アクションの取り組み .....	9
第3節 企業における自主的な取り組み事例 .....	16
1 企業事例の選定 .....	16
2 デロイト .....	19
3 ゼネラル・ミルズ .....	22
4 ゴールドマン・サックス .....	24
5 KPMG .....	26
6 マリオット・インターナショナル .....	28
7 プライス・ウォーターハウス・クーパース (PwC) .....	29
8 スクリプス・ヘルス .....	31
9 ボストン・コンサルティング・グループ (BCG) .....	33
10 各社の女性比率の比較 .....	34
11 本調査の視点での整理 .....	35
おわりに .....	37
第2章 スウェーデンにおけるポジティブ・アクションの取り組み状況について .....	38
はじめに .....	38
第1節 法制度の概要 .....	38
第2節 使用者が男女賃金格差を是正するためのツール .....	41
第3節 企業における取り組み事例 .....	43
1 Attana AB .....	44

2	ニールセン・カンパニー .....	46
3	CSC (Computer Sciences Corporation) .....	48
4	スカンディア .....	51
5	報告書の指摘する共通施策 .....	52
6	本調査の視点での整理 .....	53
	おわりに.....	54
	補遺.....	55
	引用文献 (序章) .....	58
	引用文献 (アメリカ) .....	58
	引用文献 (スウェーデン) .....	58
	参考文献.....	60